

令和7年度運営指導結果 サービス種別：居宅介護

申請者名	事業所所在地	事業所名	実地指導日	文書による指摘の内容	指摘に対する是正状況	備考
社会福祉法人安芸市社会福祉協議会	安芸市	ホームヘルプステーションあき	R7.9.11	1 感染症の予防及びまん延防止のための訓練を実施していないことが認められた。	改善中	
有限会社スーパーストア富士屋	南国市	富士谷ヘルプステーションベターライフ	R7.8.29	なし		
株式会社ニチイ学館	土佐市	ニチイケアセンター土佐	R7.7.15	なし		
合同会社KR	土佐市	ヘルプステーション笑わら	R7.3.25	1 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる必要があるが、実施が確認できなかった。	対応中	
				2 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成しなければならず、計画を作成した際には利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者に交付することが必要であるが、居宅介護計画の交付が確認できない事例が認められた。	対応中	
				3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に記載する措置を講ずる必要があるが、いずれもできていないことが認められた。 ① 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的（概ね6月に1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。	対応中	
				4 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項説明書を掲示する、または事業所内に備え付け、かつ、これを関係者に閲覧させることが必要であるが、できていないことが認められた。	対応中	
				5 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる必要があるが、いずれもできていないことが認められた。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（少なくとも1年に1回）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。	対応中	
				6 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる必要があるが、できていないことが認められた。 ① 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的（少なくとも1年に1回）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）に実施すること。	対応中	
				7 居宅介護サービス費の算定について、省令第171条第35条の2に規定する基準を満たしていないにもかかわらず、定められた減算を行っていない不適切な事例が認められた。	対応中	
				8 居宅介護サービス費の算定について、省令第171条第40条の2に規定する基準を満たしていないにもかかわらず、定められた減算を行っていない不適切な事例が認められた。	対応中	
株式会社ニチイ学館	四万十市	ニチイケアセンター四万十	R7.7.29	なし		